

監事の意見書

監 事 の 意 見 書

農業保険法第53条第1項の規定により、令和8年5月22日に理事より提出された令和7年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びに不足金処理案の各事項と、業務の執行状況を監事監査規則第9条の規定により監査した結果、当職らは適正であることを認める。

令和7年度決算においては、収入保険事業の受託収入が増加し、喫緊の課題であった各種引当金への配分を行うことができた。

また、当組合の重点事業の一つである園芸施設共済では、台風による甚大な被害に伴い共済金の支払は増加したが、農業者のセーフティネットとしての使命を果たすことができた。

今後も、効率的かつ効果的な事務改善を行い、財務の健全性に十分留意した事業運営を進めることにより、農業者の自然災害等への備えとしての役割を発揮できるよう農業保険制度の普及拡大に努めること。

令和8年5月27日

東京都農業共済組合

代表監事	嶋田 伊佐央
監 事	齊藤 彦明